

平成 26 年 12 月 9 日  
全国健康保険協会

## 全国健康保険協会において行った契約に係る会計検査院の指摘について

平成 26 年 11 月 7 日、会計検査院長から内閣総理大臣に対して、平成 25 年度の決算検査報告が行われた。その中で、当協会本部において行った契約に関して、是正改善の処置を講ずる要があるとの指摘があった。

### 1. 保健指導支援システム用の端末に係る契約等に関する指摘について

#### (1) 保健指導支援システム用の端末に係る契約等の概要

##### ① 保健師指導支援システム用の端末等の概要

全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、生活習慣病に着目した特定保健指導を行う業務（以下「指導業務」という。）を実施している。

協会は、支部において指導業務に従事している保健師及び管理栄養士（以下「保健師等」という。）に指導用端末を貸与し、携行して加入者に対し、特定保健指導を実施するなどしている。

##### ② 指導用端末に係る契約の概要

###### ア 指導用端末に係るリース契約

協会は、同システム用端末（以下「指導用端末」という。）として、ノート型パソコン（以下「PC」という。）と通信カード（以下「カード」といい、PCとカードを合わせて「PC等」という。）を 817 セット、リース契約を締結して調達している。

###### イ 保健指導支援システムの賃貸借及び関連するサービスに関する契約

協会は、保健指導支援システムを利用するために、「保健指導支援システムの賃貸借及び関連するサービスに関する契約」を締結している。

###### ウ 通信サービス契約

協会は、保健師等が使用する PC と保健指導支援システムとの間で指導データ等の送受信を行うために、通信サービス契約を締結している。

#### (2) 会計検査院の指摘

協会は、23 年 9 月に指導業務に従事している保健師等の数を 750 名とし、これに新たに 23 年度中に 55 名を増員して 805 名にする計画を策定し、この増員分を踏まえて、故障等に対応するために必要な PC 等の数量を考慮して PC 等を調達し 817 セットとなった。

しかし、前期の増員計画どおりの保健師等を確保することができず、744名から774名の間で保健師等の人数が推移しており、貸与されたPC等の最大セット数は774セットとなり、その結果協会本部において保管されたままとなっていたPC等は43セットとなっていた。

以上のことから、故障等に対応するために代替機として貸与されるなどしたPC等を考慮しても少なくとも43セット分のPC等が常時保管され使用されていない状況となっていた。

しかし、協会は、このような状況であるにもかかわらず、PC等の実際の貸与数等を考慮することなく、保管されたままとなっているPC等について、使用料及び通信料並びに再リース契約を締結して賃借料を支払っていたりしている事態は適切ではなく、改善の必要があるとの指摘を受けた。

### (3) 協会における是正改善処理

協会は、会計検査院の指摘に基づき、平成26年9月から保健師等の人数に基づいたPC等の台数を残し、PC等45セットについて解約及び休止を行った。(処置済み)

## 2. 船員保険保養事業委託契約における宿泊室確保事業に関する指摘について

### (1) 船員保険保養事業委託契約における宿泊室確保事業の概要

- ① 全国健康保険協会船員保険部（以下「協会」という。）では、船員保険事業における福祉事業として、船員保険保養所等を活用して船員保険の加入者等に静養、家族との団らんの場を提供する船員保険保養事業を一般財団法人船員保険会（以下「船保会」という。）に委託して実施している。
- ② 同事業においては、加入者等の優先利用等のために、各船員保険保養所において宿泊室を3室ずつ空室として確保しておく宿泊室確保事業等を実施しており、確保した宿泊室数に1室1日当たりの単価を乗ずるなどして算定した宿泊費相当額を委託費として船保会に支払っている。

### (2) 会計検査院の指摘

会計検査院からは、上記委託費について、「船員保険加入者等に優先的に利用させるために確保している宿泊室において、実際には空室となっておらず、利用者から直接宿泊料を徴収している宿泊室があり、これら宿泊室については、宿泊料相当額を重複して支払う必要はないことから、宿泊

費相当額を委託費として支払っている事態は適切ではなく、改善の必要がある」との指摘があった。

### (3) 協会における改善処置

協会においては、会計検査院の指摘に基づき、平成 26 年度の委託契約から、宿泊室確保事業により確保している宿泊室を加入者等又は加入者等以外の利用者に利用させて宿泊料を徴収する場合には、当該宿泊室を委託費の算定対象から除外するよう委託事業の実施要領を改訂し、委託費の節減を図る処置を講じた。(処置済み)